

「生涯学習けいじばん」の取り扱い基準について

入間市生涯学習をすすめる市民の会

1. 設置目的

- ・市民活動団体等の広報活動支援のための、ポスターやチラシ等の掲示場所の確保
- ・「生涯学習」という言葉の普及や「生涯学習をすすめる市民の会」のPR

2. 掲示にあたってのルール

区分	事 項	内 容
掲 示 の 条 件	対 象 者	市民活動団体等（共催を含む）
	掲 示 物	イベント、講演会等の催しのポスター、チラシで、以下に掲げる要件を満たしていること <ul style="list-style-type: none"> ・政治、宗教及び営利行為に関するものでないこと ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと ・会員募集や生徒募集のみのものでないこと ・市民活動団体以外の生涯学習を進めるための広報・催しに関する団体・個人・事業者等で「入間市生涯学習をすすめる市民の会」が了承したもの。 （入間市が単独主催するものについても許可するが、掲示後、市民活動団体から掲示申請があった際には、取り外す場合あり）
	規 格	A3判まで （掲示は横2列、縦3列の6枚を標準とする）
	掲 示 期 間	1ヶ月以内
	掲 示 枚 数	原則として1枚 （小規格のものが複数ある場合にはA3用紙に貼って掲示する）
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示者は責任を持って掲示及び取り外しを行うこと ・掲示板設置者は掲示物の破損及び滅失に対し、その責を負わない ・無許可の掲示物は、撤去する
	掲 示 手 続	申 込 先
許 可 証		掲示物へ許可印（掲示期間記載）を押印
掲 示 者		申請者（団体）が掲示
取外し者		申請者（団体）が取り外し